



## 決算等審査意見書、健全化判断比率等審査意見書、 内部統制評価報告書審査意見書の提出について

決算等審査意見書、健全化判断比率等審査意見書を監査委員が市長に提出しました。  
また、地方自治法改正に伴い、今回初めて内部統制評価報告書審査意見書を監査委員が市長に提出しました。

※ 提出時の写真を提供することも可能です。

### 1 日時・場所

令和3年9月28日（火）15時15分 市庁舎8階市長応接室

### 2 令和2年度決算審査等の概要（詳細は別添のとおり）

#### (1) 一般会計・特別会計決算の審査結果

- ・ 決算の計数はいずれも正確
- ・ 予算の執行はおおむね適正

意見	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するために、感染拡大防止と医療提供体制の確保、市民生活と事業活動への支援の取組に向けて「くらし・経済対策」の補正予算を5回にわたって編成し、感染防止対策の強化や医療機関等への支援、特別定額給付金の給付や中小企業への実質無利子融資などを実施した。この財源としては、主に国からの補助金や交付金を充てている。</p> <p>こうした取組などの結果、令和2年度の一般会計決算の歳入、歳出はそれぞれ過去最大の、2兆3,571億円、2兆3,411億円となり、実質収支は54億円の黒字となった。</p> <p>令和2年度は、「くらし・経済対策」などを実施したことにより予算現額が前年度の1.3倍になったにもかかわらず、執行率は前年度に比べ1.3ポイント高い97.3%となった。このうち「くらし・経済対策」の決算額は6,035億円で、予算額(6,213億円)に対して97.1%とほぼ同率の執行率となっている。</p> <p>令和3年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響のため先行きが不透明であるが、引き続き、財政規律にも留意しつつ、事業費に未執行又は執行残が生じた場合等には、適宜、減額補正を実施することなどにより、社会情勢の変化に対応した柔軟な事業執行をされたい。</p> <p style="text-align: right;">（一般会計意見書 P.34）</p>
----	---

(2) 企業会計決算の審査結果

- 各事業の決算報告書その他財務諸表は関係法令に準拠して作成され、適正に表示

意見	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各事業で根幹収入等に様々な影響が生じた。</p> <p>各事業についてみると、水道事業では、業務用の使用水量の減少による影響を大きく受け、根幹収入が減少した。下水道事業についても同様に、根幹収入が減少している。</p> <p>自動車及び高速鉄道事業では、1年を通して乗車人員の減少が見られ、根幹収入が減少したことから、経常赤字に転じた。</p> <p>病院事業では、政策的医療などの提供を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の入院患者を積極的に受け入れ、公立病院の役割を踏まえた対応を行った。その結果、入院収益の増加や新型コロナウイルス感染症の患者受入れに伴う補助金等により、経常利益が増加した。</p> <p>こうした中、各事業では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応を進めるとともに、市民生活に影響が生じないよう業務を継続するための取組などを進めてきた。</p> <p>今後の新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響、社会環境の変化等が見通せない中、各事業においては、これまでに引き続き、施設等の老朽化に伴う更新需要、地震や風水害など災害への対応など様々な課題を有しており、中長期的にさらに経営は厳しさを増すものと考えられる。</p> <p>については、こうした不確実な厳しい経営環境の中、市民の日常生活を支える公営企業にあっては、求められるサービスを将来にわたり安定的に提供できるよう、持続可能な経営基盤の確立に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(企業会計意見書 P. 6-7)</p>
----	--

3 健全化判断比率等の審査結果（詳細は別添のとおり）

- 健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令の規定に基づき適正に算定
- 算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成

	令和2年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率			
(1) 実質赤字比率	—	11.25	20.00
(2) 連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
(3) 実質公債費比率	10.5	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	137.4	400.0	—

注 実質赤字及び連結実質赤字が発生していないため「—」と表記した。

	令和2年度決算	経営健全化比率
資金不足比率	資金不足は算定対象会計全てで発生していない	20.0

#### 4 令和2年度内部統制評価報告書の概要（詳細は別添のとおり）

##### (1) 審査結果

「令和2年度横浜市内部統制評価報告書」について、実際に行われた評価の過程を確認することにより、評価手続に沿って評価が適切に実施されたか審査した。また、市長が評価結果を得るに至った根拠を確認し、内部統制の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたか審査した。審査に当たっては、その他の監査等において得られた知見も活用した。

このように審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、おおむね相当である。

##### (2) 財務監査の結果を踏まえた付記事項

財務監査では、毎年度、同様の事務処理ミスが指摘されている。内部統制の取組を推進することにより、更なる事務の適正化が図られることを期待する。

お問合せ先
監査事務局財務監査課長 佐倉 康之      Tel 045-671-3362